平成２５年（フ）第８６号
神戸市西区神出町小束野56番地の61
債務者　丸尾久美子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
兵庫県明石市二見町東二見715番地の１　フローラルシティＡ棟103号、前住所兵庫県高砂市米田町米田25番地の６
債務者　教育指導センターＫ．Ｉ．Ｄ．Ｓ．こと　藤本　　潔
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２号
広島県三次市甲奴町抜湯586番地
債務者　久保　弓子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５６号
広島県福山市多治米町４丁目10番３号
債務者　防水工房なかむらこと　中村　　操
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９１号
広島県福山市新涯町６丁目23番２－６号
債務者　大山　一男
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９７号
広島県福山市御幸町大字森脇62番地５　井上住宅６号室
債務者　坂本　　翼
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６７９号
名古屋市西区城西５丁目８番22号　シャトーしののめ201号
債務者　津田　　考
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５３号
愛知県春日井市月見町162番地
債務者　朗　　靖明
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１４号
北九州市八幡西区さつき台２丁目７番17号
債務者　實松　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３２号
北九州市戸畑区牧山４丁目22番９号
債務者　長田久美子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５９号
北九州市小倉北区熊本３丁目12番40号
債務者　名波　文夫
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３号
青森県平川市碇ヶ関湯向川添４番地８　アパート豊荘Ｂ－１
債務者　赤石　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７４号
青森県平川市碇ヶ関湯向川添４番地８　アパート豊荘Ｂ－１
債務者　赤石　弘恵
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７６号
青森県黒石市大字浅瀬石字扇田379番地　有料老人ホーム桜美苑　黒石
債務者　棟方　庄司
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６２号
青森県八戸市根城７丁目２番12号　沼沢住宅１号
債務者　椎名　鷹良
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
千葉県松戸市五香２丁目７番地の７　コーポラスライフ205号
債務者　野村冨久子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６８号
千葉県我孫子市中峠1413番地の１　105号鈴木ハイツ
債務者　塩見　幸司
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部